

## 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

### 1 国・都・市の動向

国

- 平成28年4月 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)公布
- 平成29年3月 成年後見制度利用促進計画(国基本計画)閣議決定

都

- 平成17年より成年後見活用あんしん生活創造事業を実施
- 区市町村における推進機関の設置や市民後見人の養成などを促進

市

- 平成19年より権利擁護センター(推進機関)を社会福祉協議会へ委託して成年後見制度利用支援等を実施
- 地域福祉計画において、「権利を擁護するしくみづくり」として、推進機関を通じた成年後見制度利用促進の取組を位置づけ

### 2 策定に当たっての基本的な考え方(案)

#### <国の示すポイント>

地域や法律職、福祉サービス提供者等からなる地域連携ネットワーク(協議会等の合議体)を整備し、権利擁護支援の必要な人の早期の発見・相談・支援の実施、本人の意思決定や身上保護重視した支援体制の構築等の役割を果たすこと。

このネットワークのキーとなる存在として中核機関を整備し、広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能を果たすことが期待される。

#### <取組の整理・あり方の検討>

これまでの推進機関を中心とした取組を整理し、必要な事項について補う中で、本市における中核機関や基本計画のあり方を検討する。

#### <成年後見制度利用支援>

後見制度利用の申立費用や後見人の報酬費用に係る助成制度の整備

### 3 他自治体策定状況(R2.10.1時点)

都内20自治体が策定済、令和3年度末までに25自治体が策定予定。